

番 号 : 140468

国 名 : スリランカ

担当部署 : 経済基盤開発部平和構築・都市・地域開発第一課

案件名 : 安全な土地活用/保全を通じた防災主流化のための地理空間データベース能力強化プロジェクト詳細計画策定調査 (DEM作成計画/利活用促進計画)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : DEM作成計画/利活用促進計画
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年7月中旬から2014年9月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 0.50M/M、合計 1.00M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地業務期間 15日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 7月2日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

| | |
|----------|-----------------|
| 類似業務 | 地理空間情報整備に係る各種調査 |
| 対象国/類似地域 | スリランカ/全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし

6. 業務の背景

スリランカは、国土の地理的条件や昨今の気候変動の影響を受け、様々な自然災害に見舞われており、そのために多くの人命やインフラの損壊等の経済損失が発生している。

被災者数においては豪雨に伴う洪水による被害が最大であり、毎年数万人から数十万人規模の被災者が出ている。また、脆弱な地質特性、急峻な地形条件、山地・丘陵地の斜面の開墾・開発により、中央地域と南西地域での山岳地では地すべり等の土砂災害が頻発している。この結果、人的被害に加え、多くの家屋の倒壊、国道等基幹道路も含めた道路の損壊が発生している状況である。

係る状況を踏まえ、2004年のスマトラ沖地震・津波を契機として、スリランカ政府は「事後対応」から「事前対策」へシフトするため、国家防災体制強化の方針を打ち出し、2005年5月に事前の防災活動から災害発生後の緊急対応、復興に至るまでの包括的且つ法的な基礎的枠組みを定めた災害対策法「Sri Lanka Disaster Management Act, 2005」を制定した。これに伴い、防災省(2005年設置)及び災害管理センター(Disaster Management Center)を設置するなど、災害対策及び防災体制を強化している。

事前対策の一環としては、洪水及び地すべり等の災害リスクマップの作成整備を通じた早期警戒体制を構築するとしており、スリランカ政府が喫緊に取り組むべき重要な課題の一つとなっている。しかし、災害リスクマップの迅速な作成においては正確な標高データを効率的に取得することが求められる一方、スリランカ政府は航空レーザー測量による標高データ取得技術を有していないため、実地測量に基づく作成に頼らざるを得ない状況である。

以上のような背景のもと、土地・土地開発省(以下カウンターパート(C/P)機関という。)は土砂災害対策等に活用される標高データを円滑に整備し、スリランカにおける防災能力を向上させるため、航空レーザー測量に係る技術移転を我が国に要請した。

本詳細計画策定調査は、同国政府からの協力要請の背景・内容を確認し、先方政府関係機関との協議を経て、協力計画を策定するとともに、本プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集・分析することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書(案)を含めた報告書(案)全体の取りまとめの協力を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[DEM作成計画/利活用促進計画]

(1) 国内準備期間(2014年7月中旬)

- 1) 要請背景・内容を把握し、要請書及び関連報告書等の資料から情報の収集及び分析を行う。
- 2) スリランカ政府及び世銀・ADB等のドナーによる地理空間情報整備や防災に対する取り組みを整理する。
- 3) スリランカにおけるLiDAR測量に関する情報(航空機チャーター先や概算金額等)を収集する。
- 4) 担当分野に係る調査計画及び方針案を検討する。
- 5) 担当分野に係る質問票(案)(英文)を検討し、現地調査の前にJICA経済基盤開発部に提出する。
- 6) 担当分野に係る対処方針(案)及びR/D(案)の作成に協力する。
- 7) 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間(2014年7月下旬~8月中旬)

- 1) 調査開始時にC/P機関及びJICAスリランカ事務所に対し、調査内容及び方針について説明する。
- 2) スリランカにおける地理情報に関する他ドナーのこれまでの成果及び現在の動向を調査し、技術的な協力内容等について類似の有無を確認する。

- 3) 上記(1)5)において作成した質問票に基づき調査した結果を分析し、分析結果を他の団員と共有した上、報告書に反映させる。
 - 4) 以下の項目等に係る調査を行い、DEM作成計画(案)の作成に協力する。
 - (ア)スリランカにおけるDEMデータ整備状況及び活用方針並びに関連法令等
 - (イ)対象候補地域におけるDEMデータニーズや調査実施可能性等、DEMデータ作成が必要とされる範囲決定に係る情報収集
 - (ウ)C/P機関の組織・人材・予算・所要機材・技術水準等に係る情報収集
 - 5) 上記3)に係る調査結果を踏まえ、本格調査における現地・国内作業の調査手法及び工程等の概要(案)の作成に協力する。
 - 6) 現地踏査や既存資料を基に基準点整備状況を確認し、新設・改修すべき基準点の数や位置を検討する。また、基準点に関する情報の収集及びC/P機関との協議等によって、座標系を決定するための情報収集を行う。
 - 7) LiDAR測量許可及び既存航空写真・既存地図(原図を含む)並びに成果品データ等の国外持ち出し許可に係る規制及び著作権についての取り扱い等について情報収集を行う。
 - 8) JICAスリランカ事務所と連絡の上、調査対象地域での移動性(道路状況、給油地、宿泊地等)及び安全性についての情報収集・整理を行う。
 - 9) 本格調査での現地作業にてローカルコンサルタント、補助要員、車輛レンタル等が必要となる場合、その有無、実用性、概算金額について調査する。
 - 10) C/P機関及び標高データの利用が想定される関係機関、そして防災事業を実施する各ドナーに対しヒアリングを行い、DEM活用ニーズ及び利活用に係る可能性を確認し、DEM利活用促進計画(案)作成に協力する。
 - 11) 担当分野に係る以下の分野の調査を行い、本格調査実施時の協力内容の作成に協力する。
 - (ア)R/DIに関する協議への参加
 - (イ)協力内容の基礎的調査(実施手法及び規模:内容、工程、所要経費等)
 - (ウ)調査費用に係る基礎的調査(規模及び単価:ローカルコンサルタント、測量補助要員、車輛、航空写真、国内データ化作業単価)
- (3) 帰国後整理期間(2014年8月下旬~9月中旬)
- 1) 担当分野に係る現地で収集した資料及び情報を整理し、本格調査への活用について検討を行う。また、新たに必要とされる情報を整理し、入手方法について取りまとめる。
 - 2) 事業事前評価表(案)(和文)の作成に協力する。
 - 3) 担当分野の調査報告書(案)(和文)を作成する。
 - 4) 帰国報告会に参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 調査報告書(担当分野・和文)
 なお、上記成果品は電子データによる提出とする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については以下のURLにおける「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照のこと。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html

なお、原則として経路は成田-コロンボの直行便を使用すること。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2014年7月26日～8月9日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始する予定です。
すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 精度管理 (JICA)

ウ) 協力企画 (JICA)

エ) DEM作成計画/利活用促進計画 (コンサルタント)

オ) 組織強化・人材育成計画/機材計画 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAスリランカ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

あり

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

必要に応じてスリランカ事務所がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

要請書

本件に係る資料は、経済基盤開発部平和構築・都市・地域開発第一課 (Tel03-5226-6956) にて閲覧できます。

(3) その他

- ①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。